

◇ 経験者研修の年数の数え方（例） ◇

※経験年数による研修は初任研から5年研までです。個人の勤務状況により対応が変わる場合もあります。

ケース1（基本形）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6
経験年数	①	②	③	④	⑤	⑥
年次研修	初任研	2年目研	3年目研			5年研

ケース2（2年目研の時に育休期間がある場合）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7
経験年数	①		②	③	④	⑤	⑥
動静等		育休 12か月					
年次研修	初任研	(1年除算)	2年目研	3年目研			5年研

ケース3（2、3年目研の時に連続して育休期間がある場合）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8
経験年数	①			②	③	④	⑤	⑥
動静等		育休 24か月						
年次研修	初任研	(2年除算)		2年目研	3年目研			5年研

ケース4（3年目研の時に育休期間がある場合）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7
経験年数	①	②		③	④	⑤	⑥
動静等			育休 12か月				
年次研修	初任研	2年目研	(1年除算)	3年目研			5年研

ケース5（休職期間がある場合）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8
経験年数	①	②		③	④	⑤		⑥
動静等			休職 12か月		休職 11か月		病休 8か月	休職 11か月
年次研修	初任研	2年目研	(1年除算)	3年目研			(1年除算)	5年研

※12か月未満の休職は除算しない。病休+休職期間19か月のうち12か月（1年）を除算。

ケース6（産休・育休期間がある場合）

採用からの年数	1	2	3	4			5	6
経験年数	①	②	③	④			⑤	⑥
動静等					産休 4か月	育休 25か月		
年次研修	初任研	2年目研	3年目研			(2年除算)		5年研

※育休期間を12か月で割った数を除算（端数切り捨て）。産休期間は勤務期間とみなす。

ケース7（産休・育休期間が2回連続した場合）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
経験年数	①	②	③	④				⑤	⑥
動静等				産休 3か月	育休 13か月	産休 3か月	育休 26か月		
年次研修	初任研	2年目研	3年目研		(1年除算)		(2年除算)		
									5年研

※2回続いた場合は別々に計算。育休期間を12か月で割った数を除算（端数切り捨て）。産休期間は勤務期間とみなす。

ケース 8 (研修の該当年に育休に入る場合)

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
経験年数	①	②	③	④	⑤	⑥		⑦	⑧
動静等						産休 3か月	育休 18か月 (1年除算)		
年次研修	初任研	2年目研	3年目研						5年研

※該当年度に育休に入る見込みの場合、延期届けを提出し、復帰後に受講。

ケース 9 (他県において教諭で採用された経歴がある場合)

採用からの年数	1	2	3	4	5	6
経験年数	①	②	③	④	⑤	⑥
動静等	他県 採用	他県	他県	岩手県 採用		
年次研修	初任研					5年研

ケース 10 (他県で採用され5年研の該当年に岩手県で採用された場合)

採用からの年数	1	2	3	4	5	6
経験年数	①	②	③	④	⑤	⑥
動静等	他県 採用	他県	他県	他県	他県	岩手県 採用
年次研修	初任研					5年研

ケース 11 (他県の教諭経験があり、講師を経て岩手県で採用された場合)

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8
経験年数	①	②			③	④	⑤	⑥
動静等	他県 採用	他県	講師	講師	岩手県 採用			
年次研修	初任研		(2年除算)					5年研

ケース 12 (実習教諭で採用された後、教諭で採用された場合)

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8
経験年数			①	②	③	④	⑤	⑥
動静等	実習教諭 で採用	実習教諭	教諭で 採用					
年次研修	(新採研)		初任研	2年目研	3年目研			5年研

※実習教諭の採用時は、教諭対象の初任研と一部合同で研修を実施するが、教諭で採用時から通算する。

ケース 13 (一度退職して再び採用試験を受けて採用された場合)

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
経験年数	①	②	③				④	⑤	⑥
動静等				退職			岩手県で 再び採用		
年次研修	初任研	2年目研	3年目研						5年研

※これ以外のケースについては、岩手県教育委員会事務局教職員課まで問い合わせてください。

【初任研から中堅研まで】の年数の数え方（例）

※ 経験年数によるものは初任研から中堅研までです。個人の事情により対応が変わる場合もあります。

ケース 1（基本形）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
経験年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
年次研修	初任研	2年目研	3年目研			5年研					中堅研			

ケース 2（2年目研時に育休期間がある場合）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
経験年数	①		②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
動静等		育休 12か月												
年次研修	初任研	(1年除算)	2年目研	3年目研			5年研					中堅研		

ケース 3（2、3年目研時に連続して育休期間がある場合）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
経験年数	①			②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
動静等		育休 24か月												
年次研修	初任研	(2年除算)		2年目研	3年目研			5年研					中堅研	

ケース 4（3年目研時に育休期間がある場合）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
経験年数	①	②		③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
動静等			育休 12か月											
年次研修	初任研	2年目研	(1年 除算)	3年目研			5年研					中堅研		

ケース 5（休職期間がある場合）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
経験年数	①	②		③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		⑩	⑪	⑫
動静等			休職 12か月		休職 10か月						病休 8か月	休職 10か月		
年次研修	初任研	2年目研	(1年除算)				5年研				(1年除算)		中堅研	

*12か月未満の休職は除算しない。病休+休職期間18か月のうち12か月（1年）を除算。

ケース6（産休・育休期間がある場合）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
経験年数	①	②	③	④			⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
動静等				産休 4か月	育休 25か月									
年次研修	初任研	2年目研	3年目研		(2年除算)			5年研					中堅研	

* 育休期間を12か月で割った数を除算（端数切り捨て）。産休は勤務とみなす。

ケース7（産休・育休期間が2回連続した場合）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
経験年数	①	②	③	④				⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
動静等				産休 3か月	育休 13か月	産休 3か月	育休 26か月							
年次研修	初任研	2年目研	3年目研		(1年除算)		(2年除算)		5年研					中堅研

* 2回続いた場合は別々に計算。育休期間を12か月で割った数を除算（端数切り捨て）。産休は勤務期間とみなす。

ケース8（研修の該当年に育休に入る場合）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
経験年数	①	②	③	④	⑤	⑥		⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
動静等						産休 3か月	育休 18か月							
年次研修	初任研	2年目研	3年目研				(1年除算)		5年研				中堅研	

* 該当年度に育休に入る見込みの場合、延期届けを提出し、復帰後に受講

ケース9（他県において教諭で採用された経歴がある場合）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
経験年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
動静等	他県 採用	他県	他県	岩手県 採用										
年次研修	初任研					5年研						中堅研		

ケース10（他県で採用され5年研の該当年に岩手県で採用された場合）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
経験年数	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
動静等	他県 採用	他県	他県	他県	他県	岩手県 採用								
年次研修	初任研					5年研						中堅研		

ケース11（他県の教諭経験があり、講師を経て岩手県で採用された場合）

採用からの年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
経験年数	①	②			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
動静等	他県 採用	他県	講師	講師	岩手県 採用									
年次研修	初任研		(2年除算)					5年研					中堅研	

※ これ以外のケースについては、岩手県教育委員会事務局教職員課まで問い合わせてください。